

161 115. アイルランド

アイルランドにおいて、原告の権利の侵害に関する法的見解は、その基本構造において、⁴⁵⁴ イングランド法の通説を反映している。それゆえ、使用のために違法に他人の動産を留置する者が、実際の損害の有無にかかわらず、⁴⁵⁵ 使用の合理的な賃料相当額を支払う責任を負うことには疑問の余地がない。

116. スコットランド

イングランドと同様に、スコットランドの学説でも、違法行為、より正確にいえば権利侵害を理由とする原状回復の位置づけについて、議論がある。歴史的には、元来、略奪品 *spuilzie* の（「不法行為の色彩を帯びた」）⁴⁵⁶ 処理の問題であったが、それら [=違法行為] を⁴⁵⁷ 利得法の分野に持ち込む事例は、権利侵害に基づく原状回復請求権は不法行為の成立を証明する必要がないことを自覚して、留保があるにもかかわらず、⁴⁵⁸ 確固たるもの（になりつつある）⁴⁵⁹ と思われる。権利主張する者が（少なくとも機会の喪失の意味での）⁴⁶⁰ 損害を被ったことがこの請求に不可欠であるかどうかはなお不明確である。侵害により補償を払う責任が生じると認められる権利は、性質上、財産権である。典型例は、他人の財産の無権限使用のみならず、⁴⁶¹ 同様に、消費、破壊、⁴⁶² そのような財産の売却および建築作業における材料の使用による権原の取得である。⁴⁶³ プライバシー権の侵害を不当利得の領域に持ち込む動きはまだ生じていないように思われる。しかしながら、信認義務違反を理由とする利益の清算は、不法行為の一部であると分類されたとしても、⁴⁶⁴ 実質的には同じことを達成することができる。とみうる。

(5) 他人の債務の弁済による免責

117. フランス：他人の債務の錯誤弁済による免責

454 *Tettenborn*, Restitution³, 11-12 et seq. を参照。

455 *Hickey & Co. Ltd. v. Roches Stores (Dublin) Ltd. (No. 1)* (1976) [1993] Restitution LRev 196, 202-204 におけるフィンレイ *Finlay* 治安判事のイングランド判例 *Strand Electric & Engineering Co. Ltd. v. Brisford Entertainments Ltd.* [1952] 2 QB 246 (CA) の扱いは、多くのことが引き出しうる。

456 *Ibid*, 3.8.

457 *Whitty*, [1994] Juridical Review 127を参照。

458 そのような問題解決方法の「障害」の評価については、*Blackie*, Acta Juridica 1997, 284を参照。

459 *Hogg*, Obligations², 4.72-4.79 and 6.02を参照。

460 *Hogg*, loc. cit., 4.33 and 4.74.

461 *Earl of Fife v. Wilson* (1867) 3 M 323（無効な賃貸借契約の賃借人によりある土地で実行された狩猟権）；*Secretary of State for Defence v. Johnstone* 1997 SLT (Sh.Ct.) 37（賃貸借契約の期間満了後も居座っているイギリス空軍宿泊所の占有者は市場賃料と同等の補償を支払う責任がある）。

462 *Findlay v. Monro* (1698) Mor 1767（被告に誤って引き渡され、被告が屠殺して塩漬けにした牛の価値の原状回復）。

463 *Hogg*, loc. cit., 4.77.

464 *Hogg*, loc. cit., 4.79.

他人の債務の錯誤弁済による免責を含む事例に対するフランスの問題解決方法は、誤った弁済と悪意の弁済を基本的に区別することである。第三者（C）が錯誤してBの債権者（A）に対する債務を弁済したときは、（弁済者としての）Cは、非債弁済の表題を持つ民法1377条1項に基づいて、行った弁済を理由にAに対して原状回復請求権を主張できる。これは相対的な債務の不存在の場合と考えられる。弁済者は錯誤による弁済の証拠を示さなければならない。というのは、CがBの事務を処理する意思で弁済したか、贈与の意思で行ったときは、受領者（A）に対する原状回復請求権は排除されるからである。弁済者が、自らを受領者に対する債務の債務者であると信じて行動したときは、弁済は錯誤で行われたものである。錯誤は事実に関する錯誤でも法律の錯誤でも良い。しかしながら、弁済者の錯誤のみが考慮される。受領者が、自らを弁済者の債権者であると信じて弁済を受領したか否かという問題は、非債弁済の返還義務を課するか否かの考慮にとって重要ではない（1376条）。弁済者の錯誤は、強制による弁済と照応する。この種の事例では、被告は一般に受領者である。この結果はしばしば裁判所により確認されてきた。しかしながら、破毀院第1民事部は、時には、真の債務者に対する非債弁済の直接の返還請求権を弁済者に与えることが相当であるとしてきた。このように生じた展開は、理論的な矛盾を生んだ。というのは、非債弁済の返還請求権と原因のない利得の返還請求権の間の明確な区分の線が曖昧になるからである。実際、裁判所は、時に、錯誤で他人の債務を弁済した者に、原因のない利得に基づく請求権を主張することを認めている。この一連の判例は、不当利得返還請求権の基礎にある補充性原則とはひどく対照的である。（自らを債務者であると信じた者が表見的債権者に対する現存債務を根拠として弁済を行ったという主観的非債弁済の場合に）債権者に対する非債弁済の返還請求権が、1377条2項

465 第三者による弁済が債務を消滅させる効果を持つかどうかは、民法1236条の要件が充たされるか否かによることになる。同条は次のように規定する。「共同債務者または保証人のような利害関係を持つ者は、債務を弁済することができる。利害関係のない者も、債務者の名をもってかつ債務者のために弁済する場合、または自らの名をもって行うときでも債権者の権利に代位しない場合には、弁済することができる」。

466 *Flour/Aubert/Savaux*, *Droit civil II*¹¹, no.26 p.26-27.

467 *Flour/Aubert/Savaux* loc. cit. no.27 p.27. 法律を無視する言い訳はきかない *nul n'est censé ignorer la loi* という原則は、非債弁済の返還請求権の錯誤要件には適用されない（*Bénabent*, *Les obligations*¹⁰, no.476 p.324）。

468 さらに*Flour/Aubert/Savaux* loc. cit.を参照。結果的に、弁済者は、受領者に欺かれたと証明する必要がない。Cass.civ. 22 February 2005, Bull.civ. 2005, V, no.61 p.53.

469 *Bénabent* loc. cit. no.476 p.314.

470 *Rép.Dr.Civ. (-Douchy-Oudot) IX*², V° *Répétition de l'indu* (2004), no.70.

471 たとえば、Cass.soc. 5 December 1996, Bull.civ.1996, V, no.425 p.306.

472 例を提供するのは、Cass.civ.12 May 1987, Bull.civ.1987, 1, no. 146 p.114; Cass.civ. 9 March 2004, Bull.civ. 2004, 1, no.81 p.65.

473 *Douchy-Oudot* loc. cit, no.72.

474 Cass.civ. 4 April 2001, Bull.civ. 2001, 1, no.105 p.67.

163 (同条によれば、⁴⁷⁵ 弁済を善意で受領した債権者が債権証書を破棄したときには弁済の返還請求権は消滅する)を理由に認められないとすれば、補充性原則は適用できない。このことゆえに、民法(要するに1377条2項)は、この場合に弁済者が債務者に対する転用物訴権を主張することを許すのである。

118. フランス：他人の債務の悪意の弁済

弁済者が自らの意思でそうしようとして債権者に対する債務者の債務を弁済により消滅させたときには、⁴⁷⁶ 弁済者は受領者に対する非債弁済の返還請求権を主張することができない。同様に、民法1251条(同条は特定の場合に法定代位を規定する)もそのような場合には通常は要件が充たされない。結果的に、契約上の定めがなければ、⁴⁷⁷ 弁済者が債務者に対して請求権を主張できるのは、事務管理に基づく請求権の要件が充たされる時か、それがだめな場合において、原因のない利得に基づく請求権の要件を充たすときに限られる。受領者が権利を有するものを受領したにすぎないときは、⁴⁷⁸ 弁済者は、受領者に対する転用物訴権を持ち出すことができない。弁済者に対する債務者の責任は不当利得法によって基礎づけることができると考えられる。その主たる理由は、⁴⁷⁹ 転用物訴権が認められないのは、もっぱら、弁済者が自らの利益で給付をおこなったか過失によってそうしたときには、損失の原因があるからである。どのような種類の過失 *faute* が損失の原因となるに足るかは明確には定まっておらず、補充性原則に与えられる射程がそのような場合の一般不当利得法の適用を許容するの可否かも確定していない。いずれにせよ、弁済者は契約により効果的に自らの利益を守るべきであり、実際にそうできたのであるから、第三者の債務の悪意の弁済を含む場合には、原因のない利得の返還請求権は認められない、という見解が主張されている。もともと、⁴⁸⁰ 弁済者が任意に債務を弁済して免責させたという証明責任は債務者にある。

475 悪意 *mala fides* の場合にすら請求権は存在するだろう。Mazeaud and Chabas, *Leçons de droit civil II*(1)⁹, no.661 p.796-797.

476 *Flour/Aubert/Savaux* loc. cit. no.26 p.26-27.

477 Cass.civ. 11 February 1986, Bull.civ. 1986, 1, no.23 p.20 は典型例である。父の意思に反して、息子が銀行に対する父の債務の一部を弁済した。その息子には事務管理法により補償請求権が認められた。

478 *Flour/Aubert/Savaux* loc. cit. no.46 p.43.

479 *Flour/Aubert/Savaux* loc. cit. no.49 p.45-47.

480 *Aynès*, D.1999 *Somm.Comm.*, 116-117.